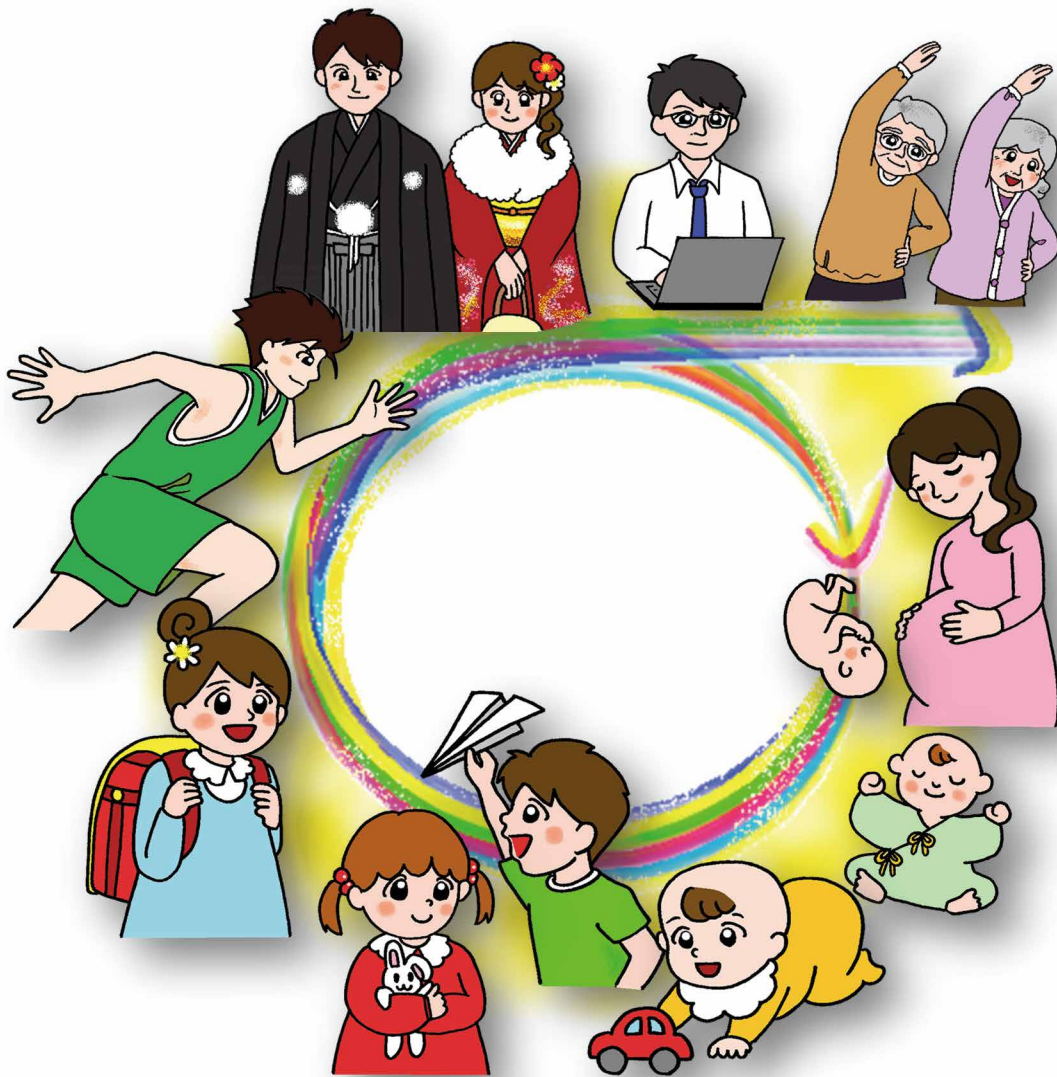


船橋市成育医療等に関する計画 「すこやか親子ふなばし（第2次）」



令和 7 年 3 月

船橋市

はじめに

少子化の進行、地域のつながりの希薄化、就労形態の多様化など、こどもと子育て世帯を取り巻く環境は変化しており、地域社会全体で見守り支える取り組みが求められています。

本市では、令和2年度から5年間を計画期間とする船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」を策定し、母子保健施策の推進に取り組んでまいりました。このたび、計画期間が終了することに伴い、妊娠期から子育て期にわたる支援の更なる充実のため、成育医療等基本方針を踏まえ、新たに船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第2次）」を策定いたしました。



成育医療等基本方針では、出生から新生児期、乳幼児期、学童期、思春期の各段階を経ておとなになるまでの一連の成長過程において必要な支援を切れ目なく提供し、安心して次の社会を担うこどもを生み、育てることができる環境を整えていくことが示されています。

本計画は、船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」を継承し、「すべてのこどもが健やかに育つまち船橋」を基本理念としています。こどもが健やかに成長し、保護者が安心して子育てができるよう、市民の皆様と力を合わせながら取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました船橋市母子保健連絡協議会委員の皆様をはじめ、ご意見・ご助言をいただきました皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

船橋市長 松戸 徹

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
第2章 母子保健に関する現状と課題	3
1. 母子保健に関する統計	3
2. 船橋市の母子保健事業	8
3. 母子保健に関する課題	9
第3章 計画の基本的な考え方	10
1. 基本理念	10
2. 基本目標	10
第4章 施策の取り組み	11
基本目標Ⅰ 妊産婦等への保健施策	11
基本目標Ⅱ 乳幼児期における保健施策	16
基本目標Ⅲ 学童期及び思春期における保健施策	19
基本目標Ⅳ 生涯にわたる保健施策	23
基本目標Ⅴ 子育てやこどもを育てる家庭への支援	25
第5章 計画の推進体制	29
第6章 計画の評価	29
第7章 指標および目標値一覧	30
資料編	36
1. 用語解説	36
2. 船橋市母子保健連絡協議会委員名簿	40

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

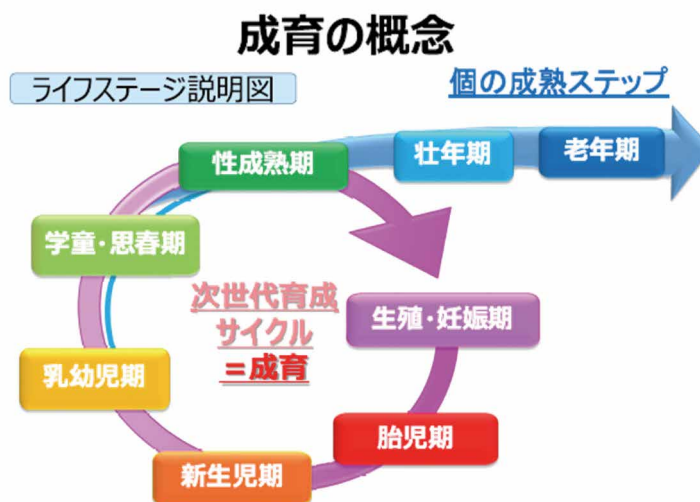
船橋市では、健やかなこどもを生み育てることができるこどもにやさしい地域づくりに向け、平成９年度より「母子保健計画」を策定し、母子保健施策の推進を図ってきました。

平成 13 年度から母子保健の国民運動計画である「健やか親子 21」が推進され、船橋市においても「健やか親子 21（第 2 次）」の趣旨を踏まえた船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし（令和 2 年度～令和 6 年度）」を単独計画として策定いたしました。

令和元年に施行された「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）が策定され、令和５年３月には成育過程にある者等に対する各分野における横断的な視点での総合的な取り組みを推進するための「成育医療等基本方針に基づく評価指標及び計画策定指針」が示されました。

この度、船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし（令和２年度～令和６年度）」の計画期間が終了することに伴い、成育医療等基本方針を踏まえ、船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第２次）」を策定しました。

本計画は、船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」を引き継ぎ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を目指します。



2. 計画の位置づけ

本計画は「船橋市総合計画」を最上位計画とした母子保健分野の個別計画として位置づけ、成育医療等基本方針を踏まえて策定しています。

また、福祉分野の上位計画である「船橋市地域福祉計画」や、「船橋市子ども・子育て支援事業計画」 船橋市健康増進計画「いなばし健やかプラン 21（第3次）」 「船橋市男女共同参画計画」等の関連する個別計画と連携・整合を図ります。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

第2章 母子保健に関する現状と課題

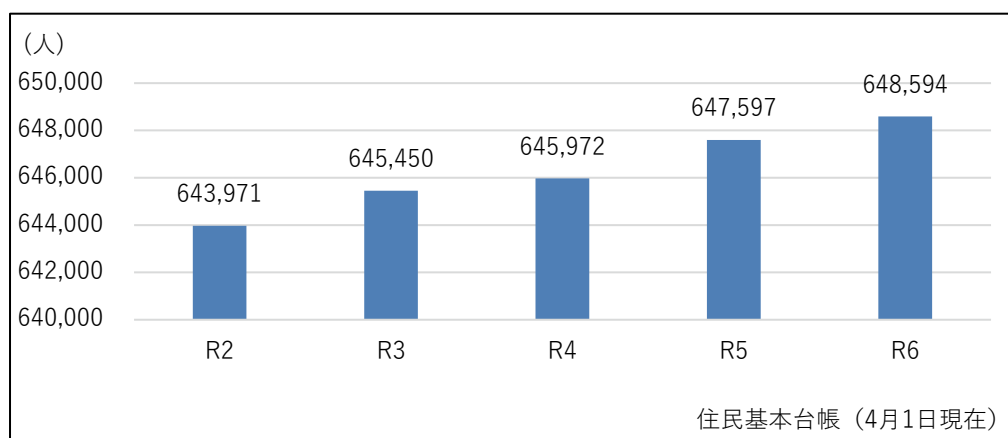
1. 母子保健に関する統計

(1) 人口

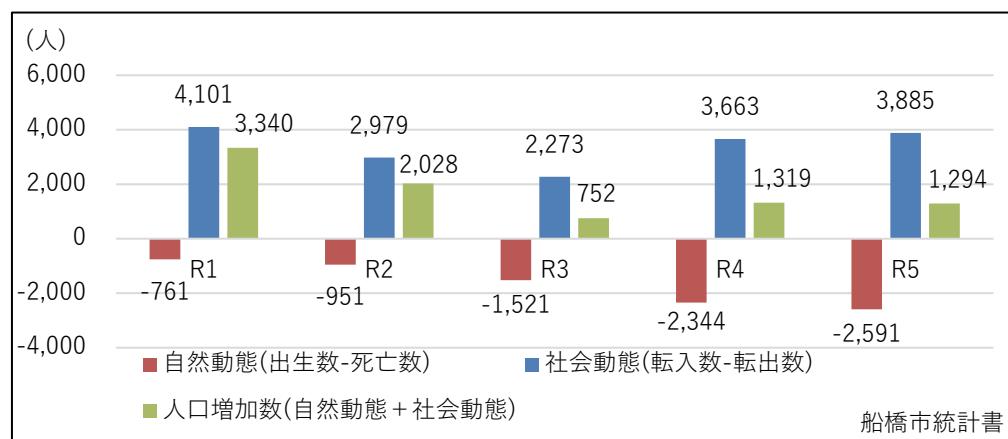
船橋市の総人口は増加傾向で推移しています。社会動態は転入数が転出数を上回っていますが、自然動態では死亡数が出生数を上回り自然減となっています。

令和6年の総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合は11.9%、老年人口（65歳以上）の割合は23.9%です。年少人口の割合は、令和2年から1ポイント低下しています。全国でも年少人口割合は減少傾向にあり、令和5年の全国での割合は、11.3%です。

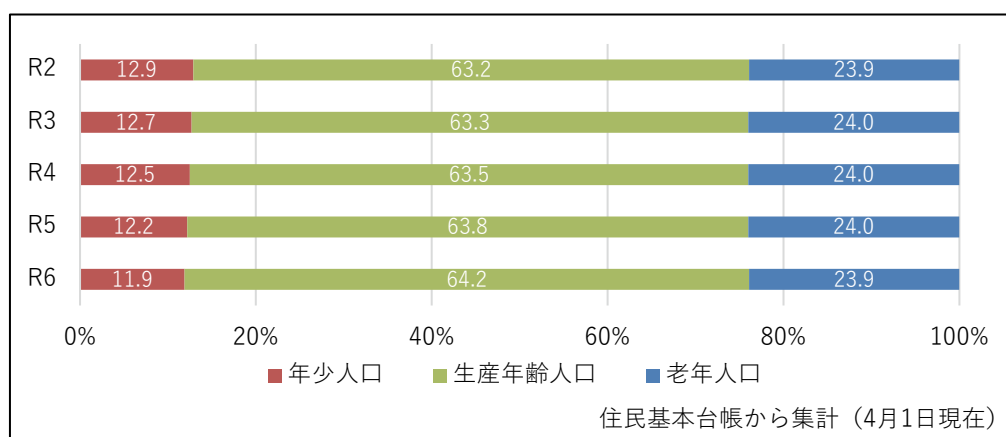
総人口の推移



人口動態の推移



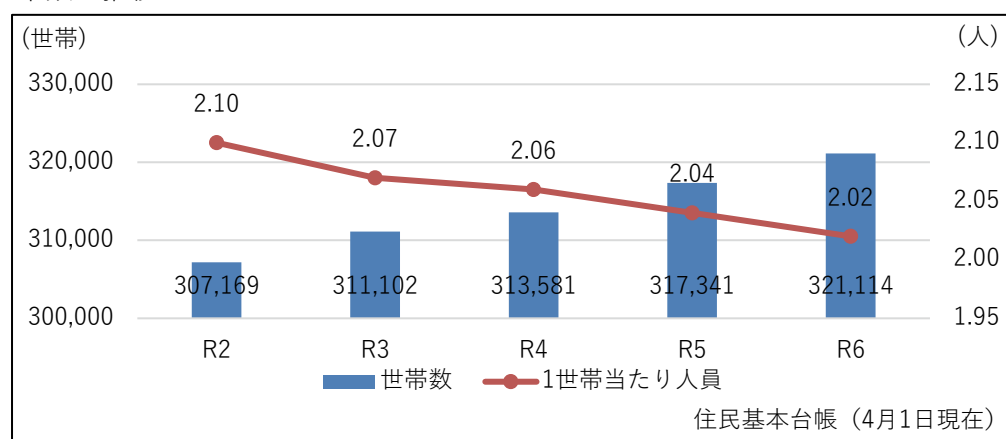
年齢 3 区分別割合の推移



（２）世帯

令和6年の世帯数は321,114世帯、1世帯あたり人員は2.02人となっています。世帯数は毎年増加していますが、1世帯あたり人員は減少傾向となっています。

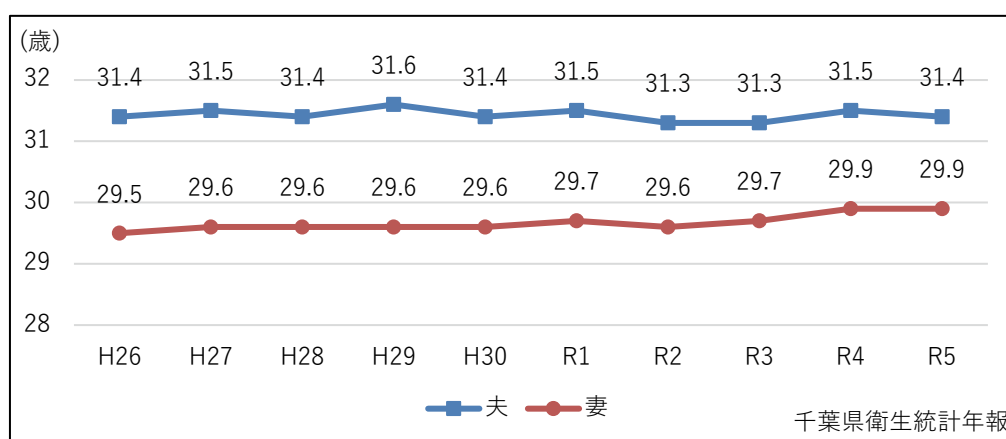
世帯数の推移



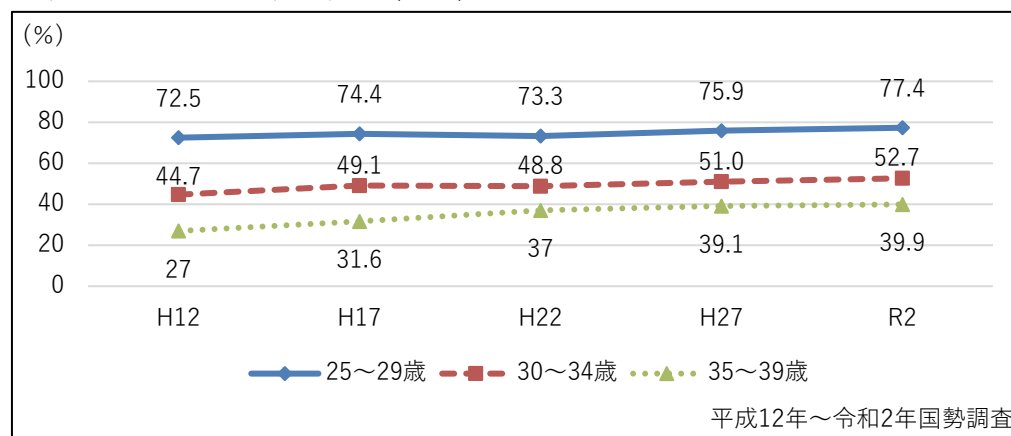
（３）婚姻

千葉県の最近10年間の平均初婚年齢は、男性は横ばいで推移していますが、女性はゆるやかに上昇しています。また、未婚率はどの年代においても、男女ともに増加傾向となっています。

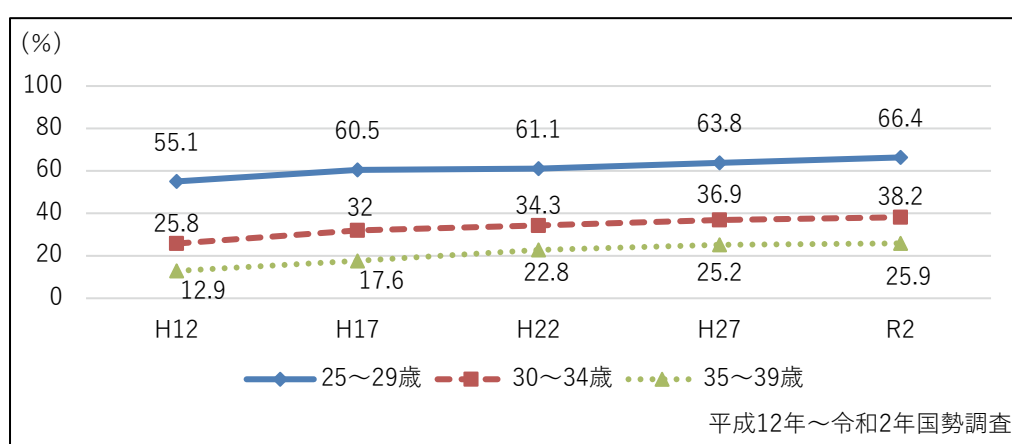
千葉県の平均初婚年齢の推移



千葉県の年齢別未婚率の推移（男性）



千葉県の年齢別未婚率の推移（女性）



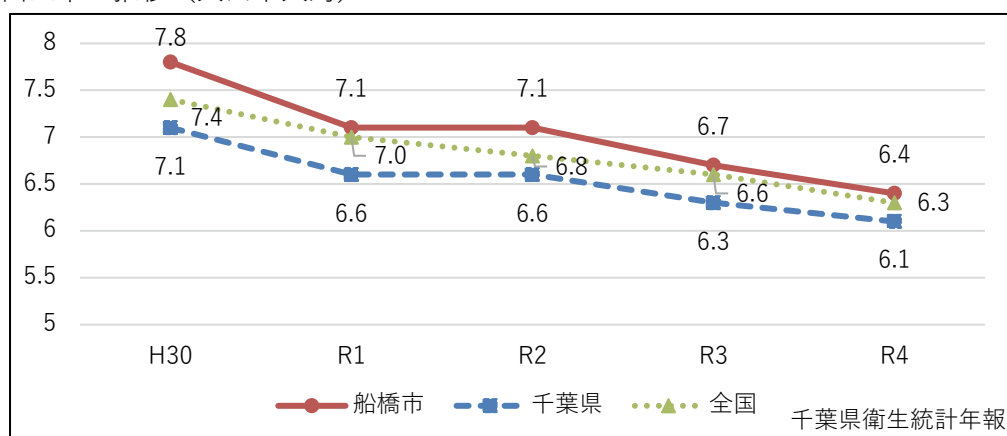
（４）出生

船橋市の出生率及び出生数は減少傾向が続いています。出生数は令和３年に４,５００人を下回りました。

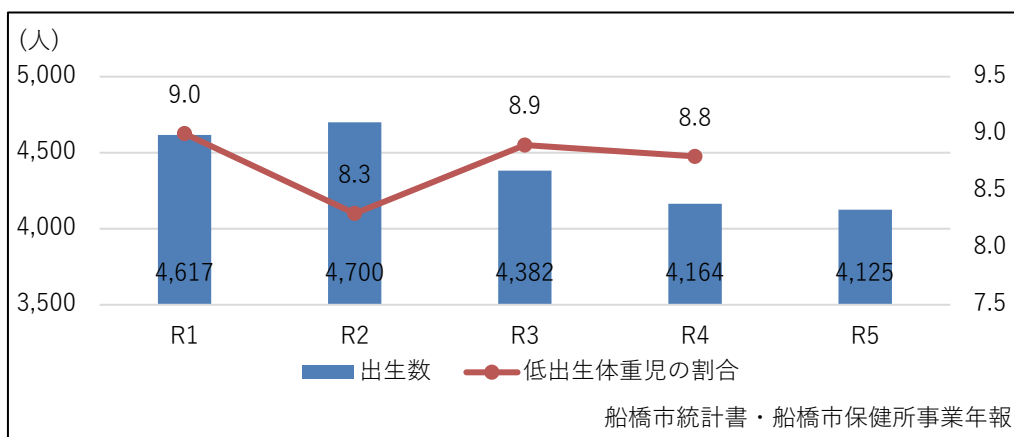
合計特殊出生率は、１５～４９歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときのこどもの数に相当します。船橋市は減少傾向が続いており、令和元年以降全国と県の水準を下回っています。

また、千葉県の第１子出産時の母の年齢は上昇傾向にあり、船橋市も同様の傾向と考えられます。

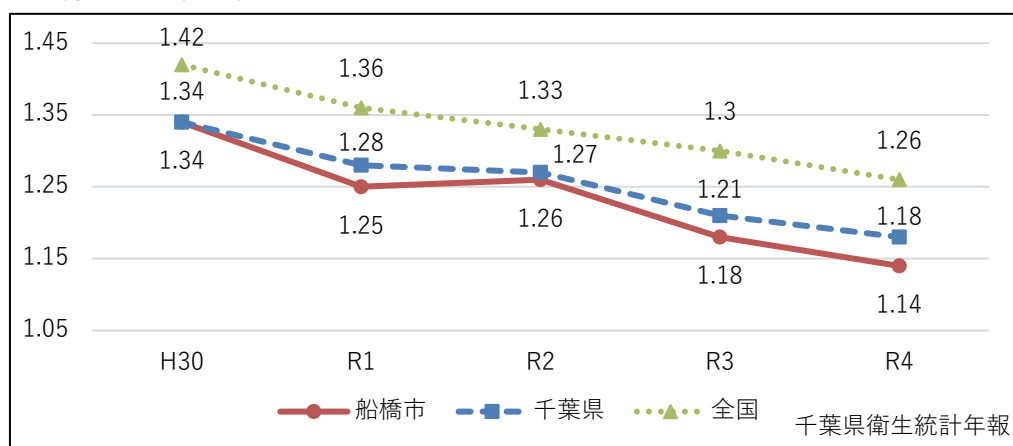
出生率の推移（人口千人対）



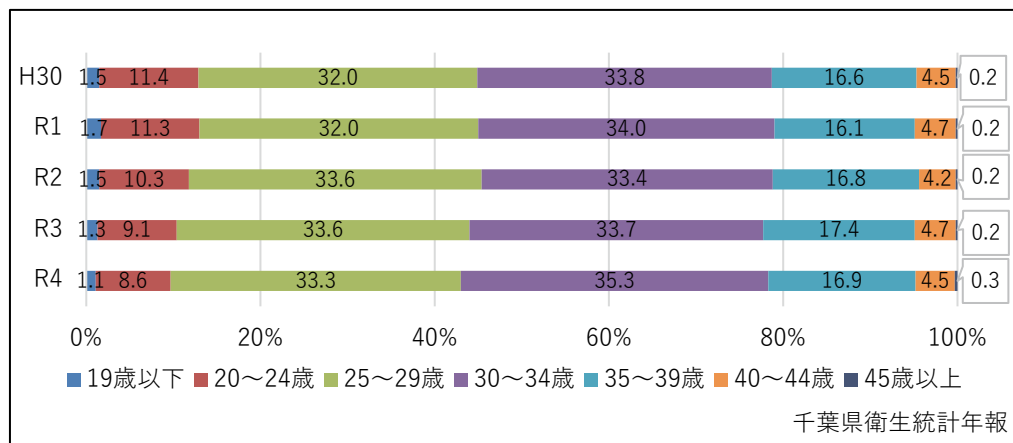
出生数と低出生体重児の割合の推移



合計特殊出生率の推移



千葉県の第1子出生時の母の年齢割合の推移



(5) 死亡

■周産期死亡率（出産千対）

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
全国	3.3	3.4	3.2	3.4	3.3
千葉県	3.9	3.3	4.0	3.3	3.2
船橋市	4.3	3.1	3.1	2.9	2.7

■死産率（出産千対）

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
全国	20.9	22.0	20.1	19.7	19.3
千葉県	21.5	22.3	20.3	19.0	20.0
船橋市	20.1	24.2	21.1	20.4	19.5
船橋市自然死産率	10.8	13.3	12.7	11.5	9.5
船橋市人工死産率	9.3	10.9	8.4	8.9	10.0

■新生児死亡率（出生千対）

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
全国	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
千葉県	1.1	0.9	1.0	0.8	0.8
船橋市	0.8	0.2	0.8	0.2	1.2

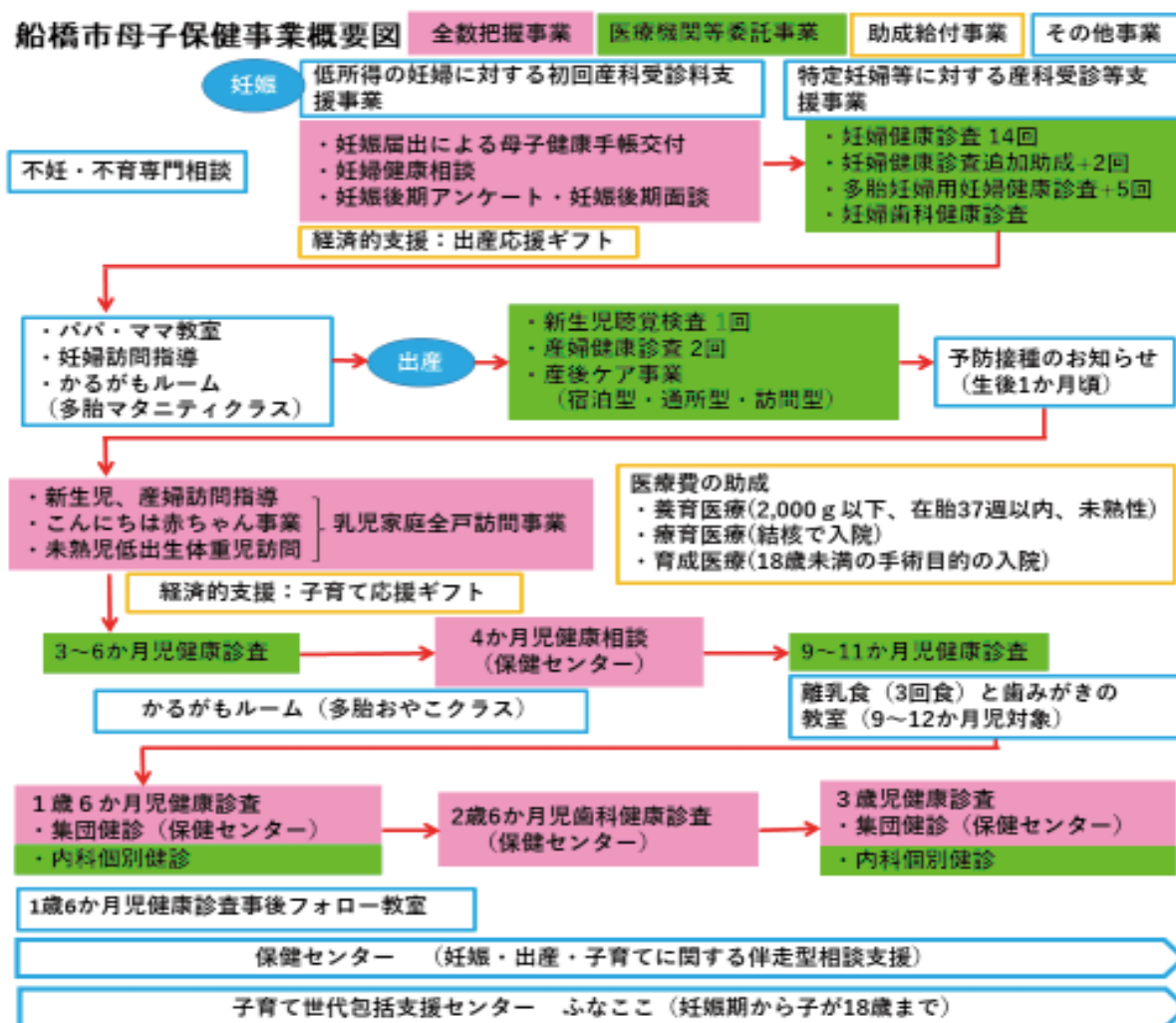
■乳児死亡率（出生千対）

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
全国	1.9	1.9	1.8	1.7	1.8
千葉県	2.1	2.0	2.1	2.1	1.9
船橋市	1.7	2.2	2.0	1.0	2.5

各表 千葉県人口動態統計、船橋市保健所事業年報

2. 船橋市の母子保健事業

船橋市では、妊娠届出時、乳児家庭全戸訪問事業、4 か月児健康相談、1 歳 6 か月児健康診査、2 歳 6 か月児歯科健康診査、3 歳児健康診査において全数把握を行っております。また、令和 5 年 2 月より、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業として、「出産・子育て応援事業」を実施し、経済的負担軽減や切れ目ない支援を目的とした「出産応援ギフト・子育て応援ギフト」の給付及び、「妊娠後期アンケート・妊娠後期面談」における全数把握を開始しました。産後ケア事業においては、令和 4 年度に通所型、令和 5 年度に訪問型を開始、妊婦健康診査においては、令和 4 年度より多胎妊婦健康診査の追加助成（5 回）、令和 6 年度より妊娠 40 週を超過した妊婦および医師の判断で妊娠 40 週以内に 14 回の受診票を使い切った妊婦に対し、追加助成（2 回）を開始しております。また、令和 6 年度より低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業、特定妊婦等に対する産科受診等支援事業を開始し、経済的困窮を抱えている方も早期に医療機関を受診でき、その後の伴走型支援につなぐことのできるような体制整備もすすめています。



3. 母子保健に関する課題

全国及び船橋市の母子保健の現状を踏まえ、本計画を推進するにあたり留意すべき課題については以下のとおりとします。

- ・ 出生率及び出生数は減少傾向が続いています。晩婚化・晩産化、少子化、女性の社会進出などの環境の変化に伴い、安心して妊娠、出産、育児ができるための身近な場での切れ目ない支援体制の構築が求められています。
- ・ 妊産婦は、妊娠、出産、産後の期間に様々な不安や負担を抱えています。ホルモンバランスの乱れ、環境の変化やストレスなどで心身のバランスを崩しやすく、メンタルヘルスに関する問題が生じやすい状況にあり、医療機関等と連携して支援を行うことが必要です。
- ・ 出生率が低下傾向にある中、低出生体重児の出生割合は横ばいです。医学の進歩、多胎児妊娠、妊娠前の母親のやせ、喫煙、飲酒等の要因があるといわれており、要因の軽減に向けた取り組みを行うことが必要です。
- ・ 次世代を産み育てる世代が生涯を通じて健康であることを目指し、健康教育やプレコンセプションケアを推進し、生活習慣や性に関する正しい知識を身につける機会を提供することが重要です。
- ・ 出産や育児への父親の積極的な関わりにより、母親の精神的な安定をもたらすことが期待される一方、父親の産後うつが課題となっています。父親も含め身近な養育者への支援も必要です。
- ・ 子育て世代の保護者が孤立しないよう、関係機関と連携して寄り添った支援を行い、地域全体でこどもの健やかな成長を見守り、虐待を未然に防止することが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

『すべてのこどもが健やかに育つまち船橋』

本計画は、船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」を引き継ぎ、『すべてのこどもが健やかに育つまち船橋』を基本理念とします。

母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点であり、次世代を担うこども達を健やかに育てるための基盤となります。また、こどもが健やかに成長するためには、安心して子育てができるまちづくりが重要です。

その実現のために、基本目標ごとに「市民の取り組み」「市民を支える取り組み」を設定し、市民と行政が一体となって取り組みます。

2. 基本目標

本計画は、これまでの船橋市母子保健計画「すこやか親子ふなばし」の取り組みを維持しつつ、成育医療等基本方針に基づき、5つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 妊産婦等への保健施策

妊産婦やその家族が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築します。

基本目標Ⅱ 乳幼児期における保健施策

こどもの健やかな成長を育むため、医療・保健・福祉等と連携を図り、切れ目ない健診体制を整備します。

基本目標Ⅲ 学童期及び思春期における保健施策

学童期及び思春期のこどもが自分を大切にし、将来に向けた健康管理を行えるよう支援する体制づくりを目指します。

基本目標Ⅳ 生涯にわたる保健施策

ライフステージに応じた健康支援を行う体制づくりを目指します。

基本目標Ⅴ 子育てやこどもを育てる家庭への支援

地域全体でこどもの健やかな成長を見守り育むための取り組みを推進します。

第4章 施策の取り組み

基本目標Ⅰ 妊産婦等への保健施策

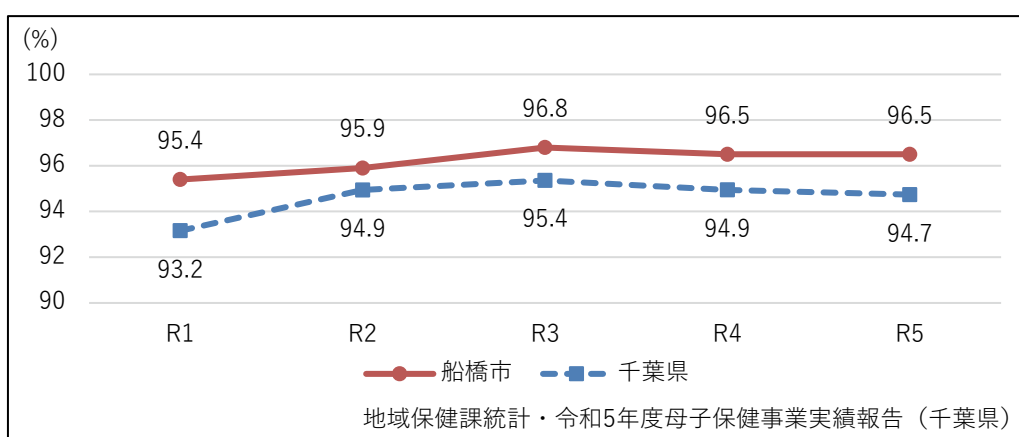
妊産婦やその家族が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築します。

現状と課題

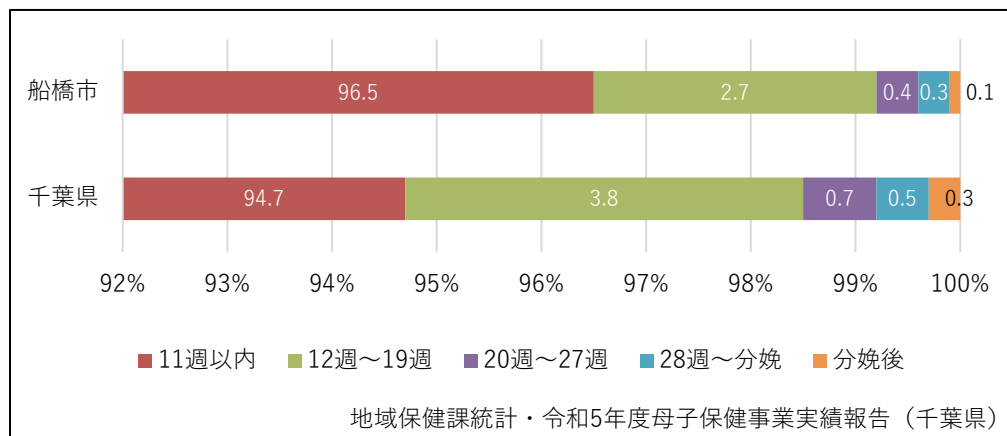
急速な少子化の進展、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦を取り巻く環境の変化などにより、妊産婦のメンタルヘルス、子育て中の父親・母親の孤立などが問題になっています。また、低出生体重児の割合は横ばいとなっており、減少に向けた取り組みが必要です。

すべての妊産婦・子育て世帯が安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠、出産、育児に関する知識の普及に努めるとともに、身近な場での一体的な切れ目ない相談支援を充実させ、支援体制を構築することが求められています。

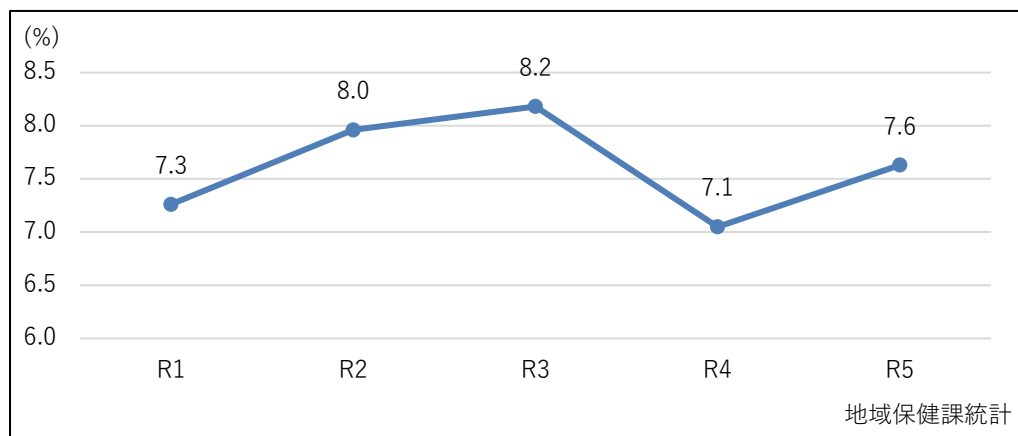
妊娠 11 週以内の妊娠届出率の推移



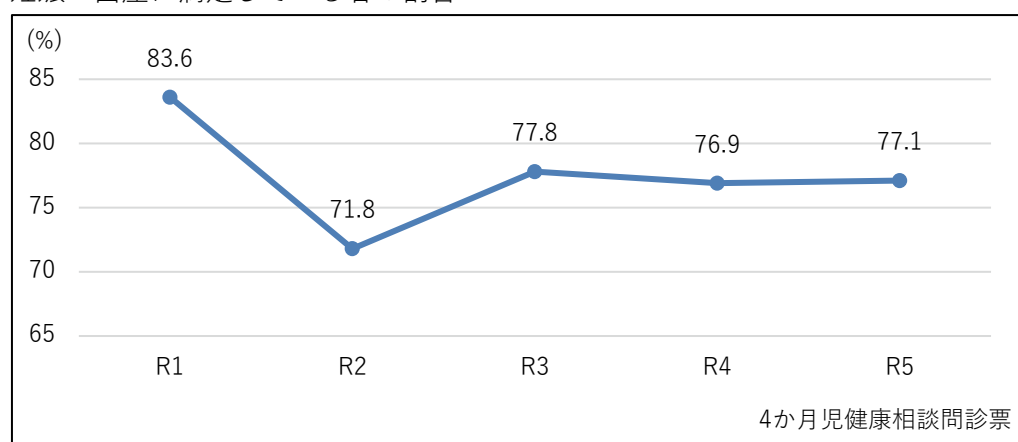
妊娠週数別の妊娠届出率（令和5年度）



産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合



妊娠・出産に満足している者の割合



目指す姿

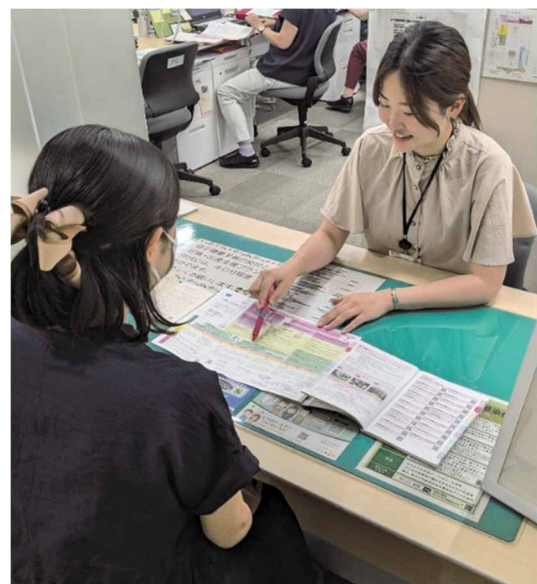
妊産婦等が心身の健康管理により健やかに過ごすことができる。



指標と目標値

【環境整備・取り組み（アウトプット）】

	指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している	実施している	継続
2	支援が必要な里帰り出産する方について里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する体制がある	体制はあるが、充実を図る必要がある	体制の充実
3	妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている	設けている	継続
4	妊婦の歯科健康診査を実施している	実施している	継続
5	精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある	体制がある	継続
6	流産・死産をされた方を支援する相談窓口がある	相談窓口はあるが、充実を図る必要がある	相談の充実
7	産婦健康診査で支援が必要な方において、医療機関と情報共有する体制がある（市独自）	実施している	継続



【健康水準・健康行動（アウトカム）】

	指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	妊娠 11 週以内での妊娠の届出率	96.5%	増加
2	妊婦面談率（市独自）	100%	100%
3	妊婦の喫煙率	0.8%	0%
4	妊娠中のパートナーの喫煙率	—	減少
5	妊婦健康診査受診率（市独自）	98.1%	99%
6	妊婦歯科健康診査・保健指導受診率	30.4%	維持
7	低出生体重児の割合	8.8% (令和 4 年)	減少
8	妊娠・出産に満足している者の割合（市独自）	77.1%	85%
9	産後 1 か月時点での産後うつハイリスク者の割合	7.6%	減少
10	産後ケア事業の利用率	6.3%	増加
11	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施率（市独自）	99.1%	100%
12	パパ・ママ教室等の受講者の割合（市独自）	30.4%	35%



目標に向けた取り組み

【市民の取り組み】

- ・ 妊娠がわかったら早めに妊娠の届出を行い、母子健康手帳の交付を受けます。
- ・ 妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受け、健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状態を確認します。
- ・ 妊婦歯科健康診査を受け、必要があれば早めに治療を受けるなど、口腔環境を整えます。
- ・ 産後は産婦健康診査を受け、こころとからだの健康状態を確認します。
- ・ 喫煙や飲酒、受動喫煙の影響について理解します。
- ・ 困ったときや悩んだときは、身近な人や相談機関に相談します。

【市民を支える取り組み】

- ・ 母子健康手帳交付時に保健師等の専門職が面談を行い、安心して出産や子育てに臨めるよう支援します。
- ・ 母子健康手帳交付時から切れ目ない支援を行います。
- ・ 妊娠中や産後の喫煙、飲酒、受動喫煙の影響について情報提供を行います。
- ・ 妊産婦やその家族に対する相談・支援体制の充実を図ります。
- ・ 医療機関（産婦人科・精神科）との連携の充実を図ります。
- ・ 妊産婦対象の事業や助成などの周知を行います。
- ・ 流産・死産をされた方への支援を行います。
- ・ 妊婦健康診査を受けていない方の支援を継続します。
- ・ 里帰りされた方の連携体制について整備します。
- ・ 産後ケア事業等を通じて産後の負担の軽減を図ります。

《事業》

母子健康手帳交付	産前・産後サポート事業（多胎マタニティクラス、多胎おやこクラス）
妊婦のための支援給付	産後ケア事業
妊婦等包括相談支援事業	新生児・産婦訪問指導
妊婦健康診査	こんにちは赤ちゃん事業
妊婦歯科健康診査	未熟児・低出生体重児訪問指導
産婦健康診査	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援
パパ・ママ教室	特定妊婦等に対する産科受診等支援

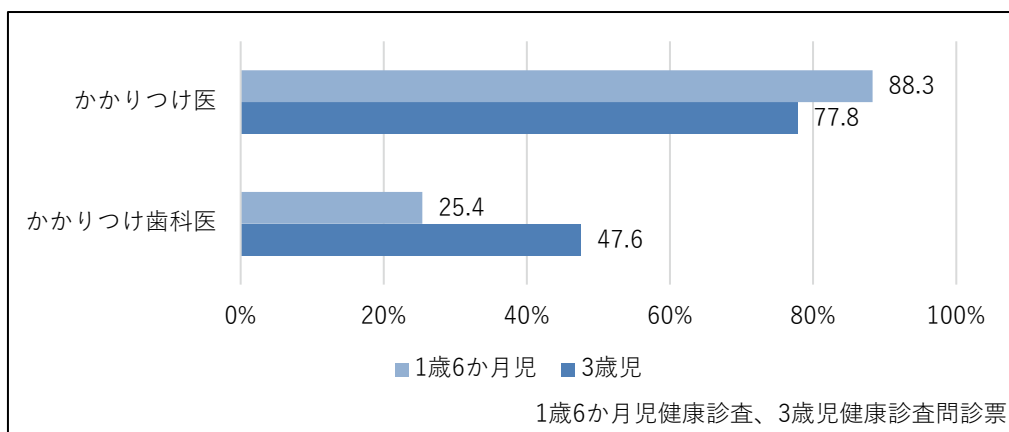
基本目標Ⅱ 乳幼児期における保健施策

こどもの健やかな成長を育むため、医療・保健・福祉等と連携を図り、切れ目ない健診体制を整備します。

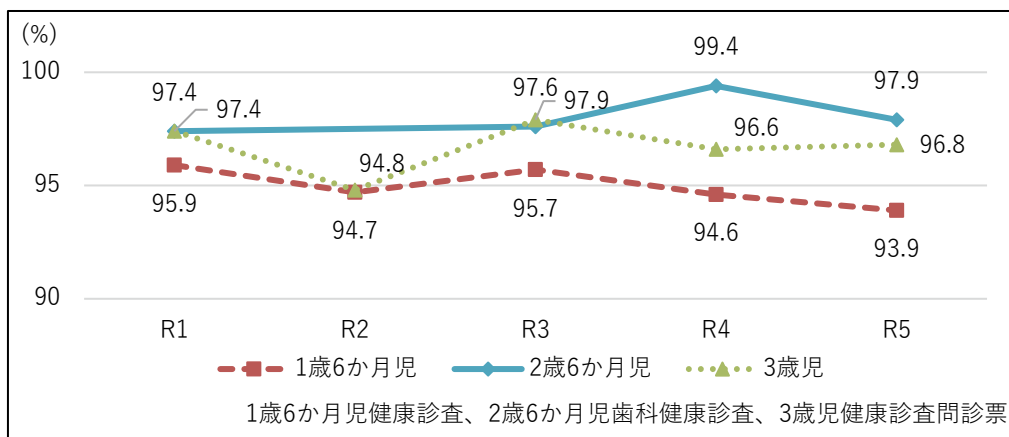
現状と課題

乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期です。すべてのこどもが健やかに育つために、切れ目ない健診体制を整備し、こどもの成長発達や望ましい生活習慣について親が学ぶための支援を行うとともに、医療・保健・福祉等と連携を図り支援体制を整備することが必要です。

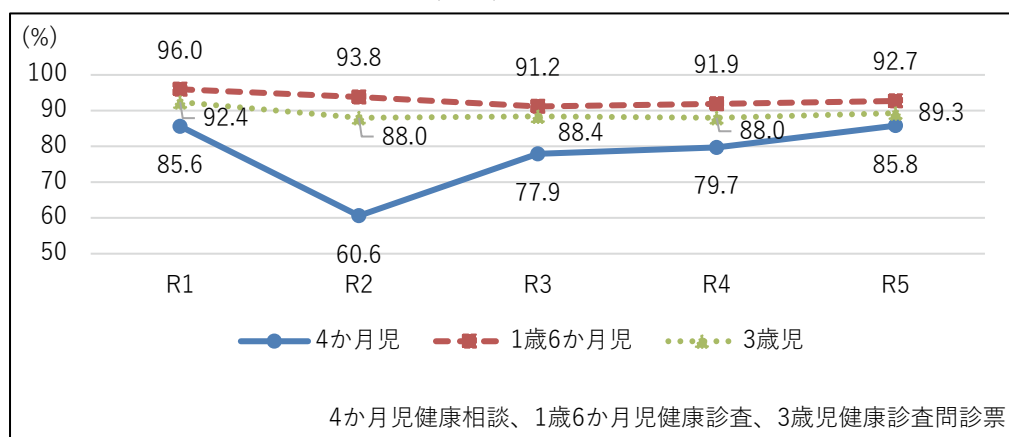
かかりつけ医・かかりつけ歯科医をもっているこどもの割合（令和5年度）



保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合の推移



乳児健康相談・幼児健康診査受診率の推移



目指す姿

こどもが健診を受診することで、健やかに成長することができる。

指標と目標値

【環境整備・取り組み（アウトプット）】

	指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	乳幼児期における切れ目ない健診の実施体制がある (市独自)	体制がある	体制の充実
2	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある	体制がある	継続
3	幼児歯科健康診査を実施する体制がある(市独自)	体制がある	継続
4	医療機関と連携し、情報を共有する体制がある(市独自)	体制がある	継続

【健康水準・健康行動（アウトカム）】

	指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	乳児健康相談、幼児健康診査の受診率(市独自)	4 か月児:85.8% 1 歳 6 か月児:92.7% 3 歳児:89.3%	4 か月児:95% 1 歳 6 か月児:97% 3 歳児:95%
2	乳児健康診査の受診率(市独自)	3~6 か月児:95.1% 9~11 か月児:85%	3~6 か月児:97% 9~11 か月児:90%
3	1 か月児健康診査の受診率(市独自)	—	95%
4	かかりつけ医・かかりつけ歯科医をもっているこどもの割合	(かかりつけ医) 1 歳 6 か月児:88.3% 3 歳児:77.8% (かかりつけ歯科医) 1 歳 6 か月児:25.4% 3 歳児:47.6%	(かかりつけ医) 1 歳 6 か月児:95% 3 歳児:85% (かかりつけ歯科医) 1 歳 6 か月児:30% 3 歳児:50%
5	むし歯のない 3 歳児の割合	95.1%	96%
6	保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合	1 歳 6 か月児:93.9% 2 歳 6 か月児:97.9% 3 歳児:96.8%	1 歳 6 か月児:98% 2 歳 6 か月児:98% 3 歳児:98%

目標に向けた取り組み

【市民の取り組み】

- ・ 定期的に乳幼児健康診査を受け、こどもの成長・発達を見守ります。
- ・ 病気や予防接種、育児の困りごとなどについて相談できるこどものかかりつけ医・かかりつけ歯科医をもちます。
- ・ 育児の不安や負担感を感じる時は身近な人や相談機関に相談します。
- ・ 乳幼児期から歯みがき練習を始め、保護者が仕上げみがきを行います。

【市民を支える取り組み】

- ・ 1 か月児健康診査、5 歳児健康診査（実施検討中）を含め、乳幼児健康診査の体制を整備します。
- ・ 乳幼児健康診査後のフォローを行います。
- ・ 幼児健康診査を受けていないこどもとその家庭の状況把握に努め、必要な支援を行います。
- ・ かかりつけ医、かかりつけ歯科医をもつことの必要性について啓発を行います。
- ・ 生活習慣を整えることの必要性について啓発を行います。
- ・ 医療機関や関係機関と連携して支援を行います。

《事業》

1 か月児健康診査	1 歳 6 か月児健康診査事後フォロー教室
4 か月児健康相談	2 歳 6 か月児歯科健康診査
ブックスタート事業	3 歳児健康診査
乳児健康診査 (3～6 か月児、9～11 か月児)	子育て相談
1 歳 6 か月児健康診査	



基本目標Ⅲ 学童期及び思春期における保健施策

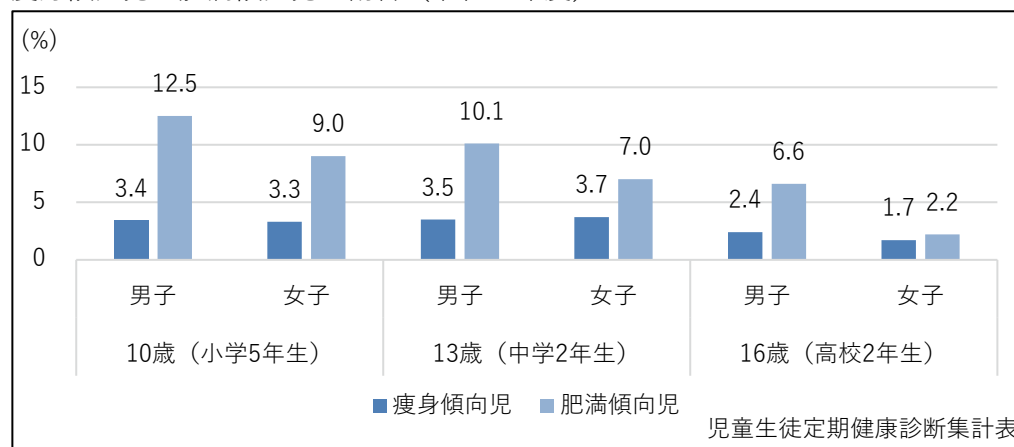
学童期及び思春期のこどもが自分を大切に、将来に向けた健康管理を行えるよう支援する体制づくりを目指します。

現状と課題

学童期・思春期は、健康に関する様々な情報に自ら触れ、行動を選択しはじめる、生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期です。この時期に健康に関する正しい知識を身につけること、自身の心身の健康に関心を持つことは、生涯の健康づくりのための行動変容に向けた大事な一歩となります。

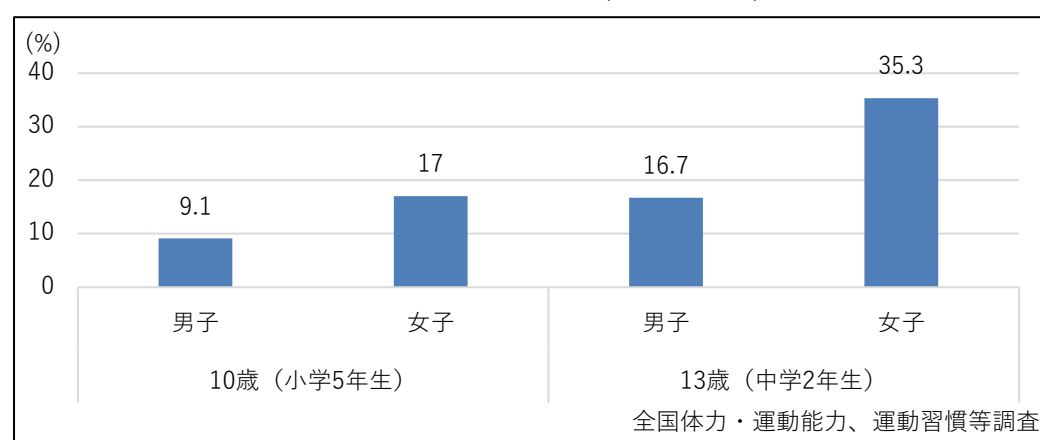
生活習慣や性に関する正しい知識を身につけ健康管理が行えるよう、健康教育やプレコンセプションケアの推進が重要です。

痩身傾向児・肥満傾向児の割合（令和5年度）

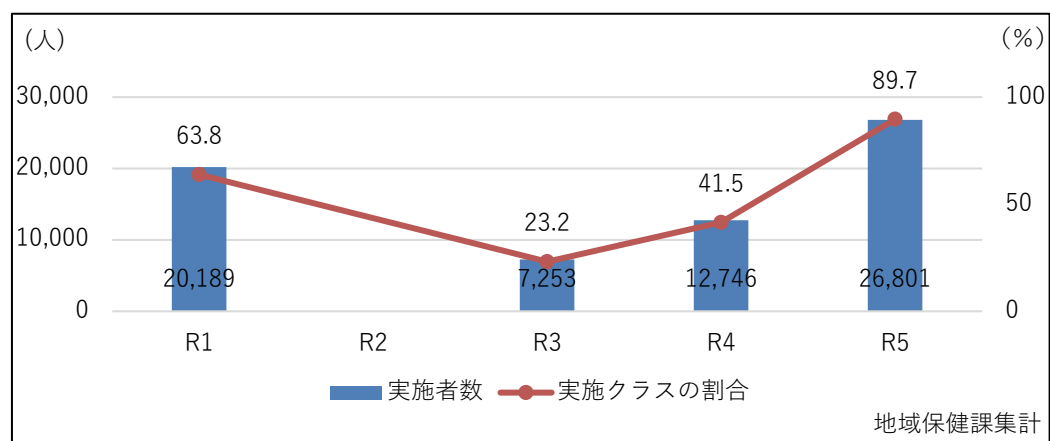


※痩身傾向児：肥満度－20％以下、肥満傾向児：肥満度 20％以上（村田式による）

1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合（令和5年度）



フッ化物洗口事業を実施しているクラス数の割合と実施者数の推移



※令和2年度は実施なし

目指す姿

児童・生徒が自分自身の健康について考え、必要な健康行動がとれる。

指標と目標値

【環境整備・取り組み（アウトプット）】

	指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	医療的ケア児等コーディネーターを配置している	6 人 (令和 4 年度)	8 人 (令和 8 年度見込み) 【船橋市障害福祉計画及び 船橋市障害児福祉計画】

【健康水準・健康行動（アウトカム）】

	指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	児童・生徒における痩身傾向児の割合 〈10 歳（小学 5 年生）男子・女子、13 歳（中学 2 年生） 男子・女子、16 歳（高校 2 年生）男子・女子〉	(小学 5 年生) 男子:3.4% 女子:3.3% (中学 2 年生) 男子:3.5% 女子:3.7% (高校 2 年生) 男子:2.4% 女子:1.7%	減少
2	児童・生徒における肥満傾向児の割合 〈10 歳（小学 5 年生）男子・女子、13 歳（中学 2 年生） 男子・女子、16 歳（高校 2 年生）男子・女子〉	(小学 5 年生) 男子:12.5% 女子:9% (中学 2 年生) 男子:10.1% 女子:7% (高校 2 年生) 男子:6.6% 女子:2.2%	減少
3	1 週間の総運動時間（体育授業を除く）が 60 分未満の児童の割合 〈小学 5 年生 男子・女子、中学 2 年生 男子・女子〉	(小学 5 年生) 男子:9.1% 女子:17% (中学 2 年生) 男子:16.7% 女子:35.3%	(小学 5 年生) 男子:4.6% 女子:8.5% (中学 2 年生) 男子:8.2% 女子:17.7%
4	市が学童期・思春期を対象とした健康教育を実施した学校数（市独自）	2 校	増加
5	フッ化物洗口事業を実施している小学校のクラスの割合（市独自）	89.7%	100%
6	十代の自殺死亡率〈10～19 歳〉（人口 10 万人当たり）	5.1(令和 4 年)	減少
7	十代の人工妊娠中絶率（人口千対）	1.1(令和 4 年度)	減少

目標に向けた取り組み

【市民の取り組み】

- ・ 自分のこころとからだに関心を持ち、健康的な生活習慣を身につけます。
- ・ 自分の行動について適切な判断ができるよう、性についての正しい知識を学びます。

【市民を支える取り組み】

- ・ 学童期・思春期から健康管理を行えるよう、健康教育やプレコンセプションケアを推進します。
- ・ こどもが相談できる場について情報提供します。
- ・ 性についての正しい知識を啓発します。
- ・ 学校と連携し、こどもが健康について学ぶ機会の提供に取り組みます。
- ・ 学校と連携し、フッ化物洗口事業を推進します。
- ・ 学童期・思春期のこころとからだについて保護者が学ぶ機会を提供します。

《事業》

健康教育（中学校での思春期教育）	フッ化物洗口事業
健康講座（親が学ぶ思春期のこころとからだ）	母子健康相談

プレコンセプションケアとは

若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うこと。
次世代を担うこどもの健康にもつながるとして、近年注目されているヘルスケアです。
こどもを持つ持たないにかかわらず、早い段階から性や妊娠に関する正しい知識を身につけて健康的な生活を送ることで、将来の妊娠やからだの変化に備えて自分の健康に向き合う考え方です。



基本目標Ⅳ 生涯にわたる保健施策

ライフステージに応じた健康支援を行う体制づくりを目指します。

現状と課題

ライフステージによって健康課題は異なります。そのため、各ライフステージに応じた健康管理ができるよう、取り組みを推進していく必要があります。

また、健康課題に応じた取り組みの他にも、男女を問わず性や妊娠に関する相談ができる場や妊娠前からの健康管理について情報提供を行っていくとともに、女性の悩みや疾病に関する正しい知識の普及および啓発についても取り組みを行うことが必要です。

目指す姿

健康に関する正しい知識を得て、健康管理を行うことができる。

指標と目標値

【環境整備・取り組み（アウトプット）】

	指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	不妊症・不育症の相談を実施する体制がある（市独自）	体制がある	継続
2	女性のための健康講座を実施する体制がある（市独自）	体制がある	継続
3	成人歯科健康診査を実施する体制がある（市独自）	体制がある	継続
4	健康診断、がん検診について啓発を行う体制がある（市独自）	体制がある	継続



目標に向けた取り組み

【市民の取り組み】

- ・ 自らの健康に目を向け、健康づくりを実践します。
- ・ ライフステージごとに健康課題があることを知り、必要な時は相談機関に相談します。

【市民を支える取り組み】

- ・ 不妊症・不育症に悩む方の相談支援を継続します。
- ・ 性と健康に関する相談支援の充実を図ります。
- ・ 女性のライフステージの変化に応じた相談支援、知識の普及を行います。
- ・ プレコンセプションケアを推進し、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促します。
- ・ 成人歯科健康診査の実施を継続します。
- ・ 健康診断、がん検診の必要性について啓発を行います。
- ・ 乳がんの早期発見、診断、治療につながる「乳房の健康を意識する生活習慣」について啓発を行います。

《事業》

不妊・不育専門相談	健康講座（女性のための健康講座）
健康相談（性と健康の相談窓口）	運動教室
健康教育	成人歯科健康診査
健康講座（親が学ぶ思春期のこころとからだ）	

基本目標Ⅴ 子育てやこどもを育てる家庭への支援

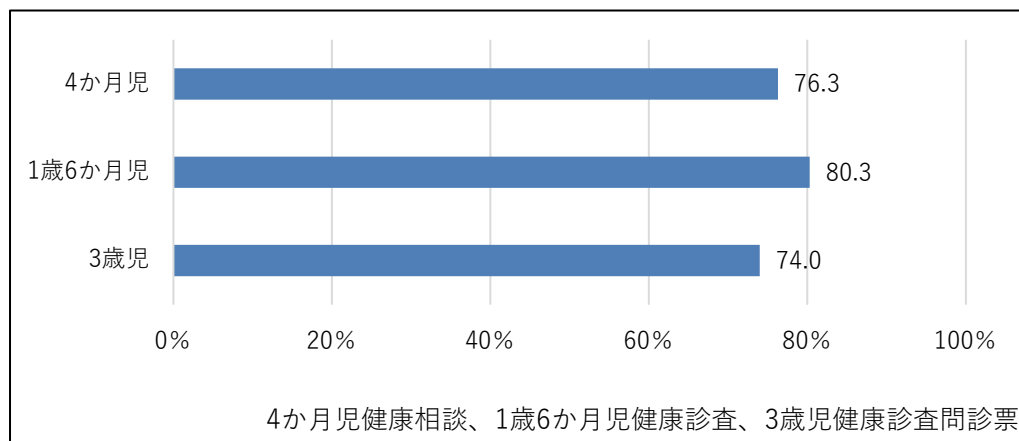
地域全体でこどもの健やかな成長を見守り育むための取り組みを推進します。

現状と課題

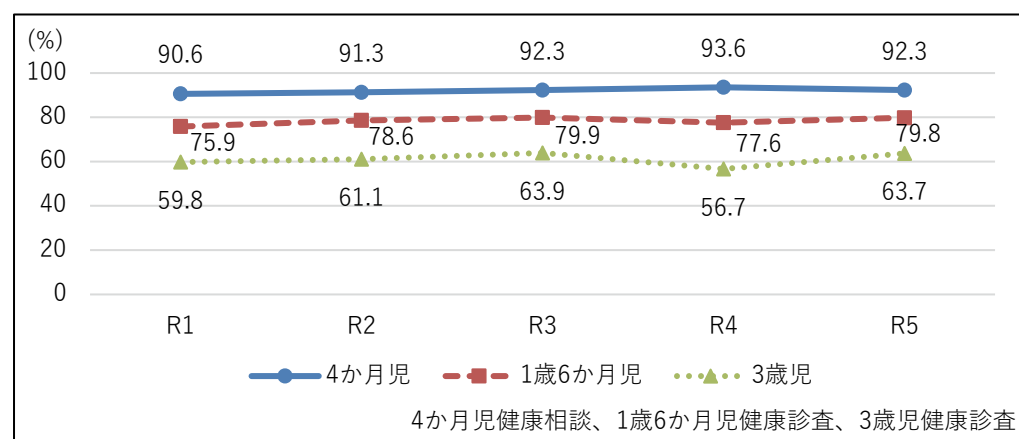
成育過程にある者等を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、働きながら子育てをする母親も増えています。また、出産や育児に積極的に関わる父親が増加している一方、父親の産後うつが課題となっています。

地域社会全体でこどもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないように温かく見守り支えるための取り組みの推進が必要です。

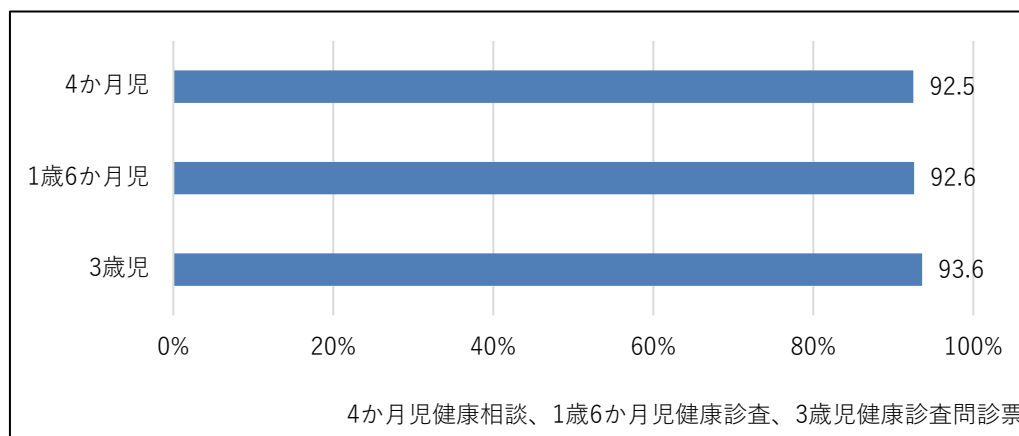
育てにくさを感じた時に対処できる親の割合（令和5年度）



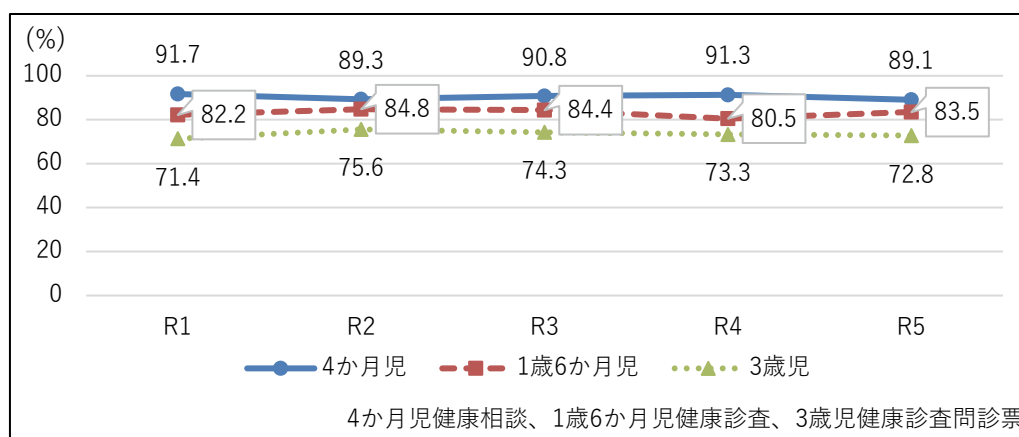
乳幼児期に体罰や暴言・ネグレクトによらない子育てをしている親の割合の推移



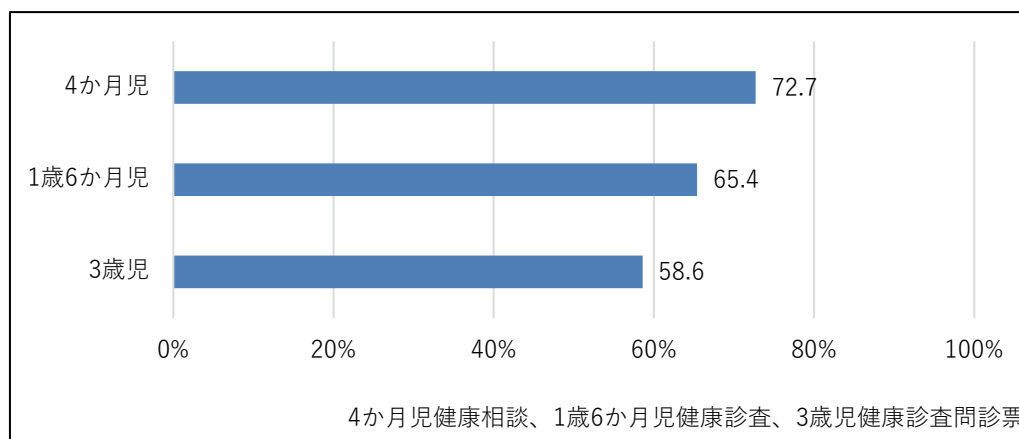
この地域で子育てをしたいと思う親の割合（令和 5 年度）



ゆったりとした気分で子どもと過ごす時間がある保護者の割合



積極的に育児をしている父親の割合（令和 5 年度）



目指す姿

子育てで悩んだときに相談できる人や相談先があり、ゆとりをもって子育てをすることができる。

指標と目標値

【環境整備・取り組み（アウトプット）】

	指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある	体制がある	継続
2	乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある	体制がある	継続
3	成育医療等基本方針を踏まえた協議の場を設置している	設置している	継続
4	成育医療等基本方針を踏まえた計画を策定している	策定している	継続

【健康水準・健康行動（アウトカム）】

	指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	4 か月児:76.3% 1 歳 6 か月児:80.3% 3 歳児:74.0%	4 か月児:90% 1 歳 6 か月児:90% 3 歳児:90%
2	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4 か月児:92.3% 1 歳 6 か月児:79.8% 3 歳児:63.7%	4 か月児:100% 1 歳 6 か月児:85% 3 歳児:70%
3	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	4 か月児:92.5% 1 歳 6 か月児:92.6% 3 歳児:93.6%	4 か月児:98% 1 歳 6 か月児:98% 3 歳児:98%
4	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	4 か月児:89.1% 1 歳 6 か月児:83.5% 3 歳児:72.8%	4 か月児:93% 1 歳 6 か月児:85% 3 歳児:75%
5	地域子育て支援拠点事業を実施している箇所数	子育て支援センター: 2 か所 児童ホーム:21 か所	「子ども・子育て支援事業計画」と連携し、進捗の確認を行う。
6	積極的に育児をしている父親の割合（市独自）	4 か月児:72.7% 1 歳 6 か月児:65.4% 3 歳児:58.6%	4 か月児:80% 1 歳 6 か月児:70% 3 歳児:65%

目標に向けた取り組み

【市民の取り組み】

- ・ 育児の不安や負担感を感じる時は身近な人に相談し、周囲の協力を得て子育てをします。
- ・ こどもの社会性の発達や発達に応じた対応を知り、暴力によらない子育てをします。
- ・ 地域でこどもをあたたく見守り、育てます。

【市民を支える取り組み】

- ・ 育てにくさを感じる保護者への支援の充実を図ります。
- ・ 暴力によらない子育てについての知識の普及を行います。
- ・ こどもの社会性の発達や発達に応じた対応についての知識の普及を行います。
- ・ 保健センター等、子育てに関して相談できる場の情報提供を行います。
- ・ 医療機関や関係機関と連携して支援を行います。
- ・ 母子保健情報のデジタル化とその活用の推進（母子保健のDX）について検討します。

《事業》

パパ・ママ教室	保健師・歯科衛生士・栄養士による家庭訪問
こんにちは赤ちゃん事業	子育て相談
1 か月児健康診査	健康相談
4 か月児健康相談	健康教育・健康講座
1 歳 6 か月児健康診査	他市・他機関との連携
3 歳児健康診査	

父親の産後うつ

出産や育児に積極的に関わる父親が増えており、父親を取り巻く環境や期待される役割は変化しています。

産前・産後は父親にも負担が大きい時期であり、産後1年間において、産後うつリスクがあると判断される父親の割合は、母親とほぼ変わらないとの調査結果もあります。

母親への支援と同様に、母親を支える父親への支援についても課題となっています。

第5章 計画の推進体制

船橋市母子保健連絡協議会において、本計画の達成状況等の進捗管理を行います。

本計画の推進にあたっては、関係機関をはじめ広く市民に計画の内容を周知することにより、親子を取り巻く現状と課題を共有することが重要です。そのため、周知活動として「広報ふなばし」や市ホームページへの掲載、市の事業を活用してのPRなど、計画の普及活動を積極的に行います。

母子保健事業の運営、地域の方々や関係団体との意見交換・連携等により計画を推進し、当事者である親子とその親子を支える地域住民が一体となって、「すべてのこどもが健やかに育つまち船橋」を目指します。

第6章 計画の評価

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を対象期間としています。その間、毎年1回進捗状況を船橋市母子保健連絡協議会で確認し、令和11年度に最終評価を行います。



第7章 指標および目標値一覧

基本目標Ⅰ 妊産婦等への保健施策

【環境整備・取り組み（アウトプット）】

	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している	実施している	継続
2	支援が必要な里帰り出産する方について里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する体制がある	体制はあるが、充実を図る必要がある	体制の充実
3	妊娠中の保健指導（母親学級や両親学級を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている	設けている	継続
4	妊婦の歯科健康診査を実施している	実施している	継続
5	精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある	体制がある	継続
6	流産・死産をされた方を支援する相談窓口がある	相談窓口はあるが、充実を図る必要がある	相談の充実
7	産婦健康診査で支援が必要な方において、医療機関と情報共有する体制がある（市独自）	実施している	継続



【健康水準・健康行動（アウトカム）】

	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	把握方法
1	妊娠11週以内での妊娠の届出率	96.5%	増加	地域保健課集計
2	妊婦面談率（市独自）	100%	100%	地域保健課集計
3	妊婦の喫煙率	0.8%	0%	4か月児健康相談問診票
4	妊娠中のパートナーの喫煙率	—	減少	4か月児健康相談問診票
5	妊婦健康診査受診率（市独自）	98.1%	99%	地域保健課集計
6	妊婦歯科健康診査・保健指導受診率	30.4%	維持	地域保健課集計
7	低出生体重児の割合	8.8% (令和4年)	減少	船橋市保健所事業年報
8	妊娠・出産に満足している者の割合（市独自）	77.1%	85%	4か月児健康相談問診票
9	産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	7.6%	減少	地域保健課集計
10	産後ケア事業の利用率	6.3%	増加	地域保健課集計
11	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施率（市独自）	99.1%	100%	地域保健課集計
12	パパ・ママ教室等の受講者の割合（市独自）	30.4%	35%	地域保健課集計



基本目標Ⅱ 乳幼児期における保健施策

【環境整備・取り組み（アウトプット）】

	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	乳幼児期における切れ目ない健診の実施体制がある（市独自）	体制がある	体制の充実
2	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある	体制がある	継続
3	幼児歯科健康診査を実施する体制がある（市独自）	体制がある	継続
4	医療機関と連携し、情報を共有する体制がある（市独自）	体制がある	継続

【健康水準・健康行動（アウトカム）】

	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	把握方法
1	乳児健康相談、幼児健康診査の受診率（市独自）	4か月児：85.8% 1歳6か月児：92.7% 3歳児：89.3%	4か月児：95% 1歳6か月児：97% 3歳児：95%	地域保健課集計
2	乳児健康診査の受診率（市独自）	3～6か月児：95.1% 9～11か月児：85%	3～6か月児：97% 9～11か月児：90%	地域保健課集計
3	1か月児健康診査の受診率（市独自）	—	95%	地域保健課集計
4	かかりつけ医・かかりつけ歯科医をもっているこどもの割合	(かかりつけ医) 1歳6か月児：88.3% 3歳児：77.8% (かかりつけ歯科医) 1歳6か月児：25.4% 3歳児：47.6%	(かかりつけ医) 1歳6か月児：95% 3歳児：85% (かかりつけ歯科医) 1歳6か月児：30% 3歳児：50%	1歳6か月児健康診査問診票 3歳児健康診査問診票
5	むし歯のない3歳児の割合	95.1%	96%	地域保健課集計
6	保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合	1歳6か月児：93.9% 2歳6か月児：97.9% 3歳児：96.8%	1歳6か月児：98% 2歳6か月児：98% 3歳児：98%	1歳6か月児健康診査問診票 2歳6か月児歯科健康診査問診票 3歳児健康診査問診票



基本目標Ⅲ 学童期及び思春期における保健施策

【環境整備・取り組み（アウトプット）】

	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	医療的ケア児等コーディネーターを配置している	6人 (令和4年度)	8人 (令和8年度見込み) 【船橋市障害福祉計画 及び船橋市障害児福祉 計画】



【健康水準・健康行動（アウトカム）】

	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	把握方法
1	児童・生徒における痩身傾向児の割合 〈10歳（小学5年生）男子・女子、13歳（中学2年生）男子・女子、16歳（高校2年生）男子・女子〉	(小学5年生) 男子:3.4% 女子:3.3% (中学2年生) 男子:3.5% 女子:3.7% (高校2年生) 男子:2.4% 女子:1.7%	減少	児童生徒定期健康診断集計表
2	児童・生徒における肥満傾向児の割合 〈10歳（小学5年生）男子・女子、13歳（中学2年生）男子・女子、16歳（高校2年生）男子・女子〉	(小学5年生) 男子:12.5% 女子:9% (中学2年生) 男子:10.1% 女子:7% (高校2年生) 男子:6.6% 女子:2.2%	減少	児童生徒定期健康診断集計表
3	1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童の割合 〈小学5年生 男子・女子、中学2年生 男子・女子〉	(小学5年生) 男子:9.1% 女子:17% (中学2年生) 男子:16.7% 女子:35.3%	(小学5年生) 男子4.6% 女子8.5% (中学2年生) 男子8.2% 女子17.7%	全国体力・運動能力、運動習慣等調査
4	市が学童期・思春期を対象とした健康教育を実施した学校数 (市独自)	2校	増加	地域保健課集計
5	フッ化物洗口事業を実施している小学校のクラスの割合（市独自）	89.7%	100%	地域保健課集計
6	十代の自殺死亡率 〈10～19歳〉（人口10万人当たり）	5.1（令和4年）	減少	千葉県衛生統計年報
7	十代の人工妊娠中絶率（人口千対）	1.1（令和4年度）	減少	船橋市保健所事業年報

基本目標Ⅳ 生涯にわたる保健施策

【環境整備・取り組み（アウトプット）】

	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	不妊症・不育症の相談を実施する体制がある（市独自）	体制がある	継続
2	女性のための健康講座を実施する体制がある（市独自）	体制がある	継続
3	成人歯科健康診査を実施する体制がある（市独自）	体制がある	継続
4	健康診断、がん検診について啓発を行う体制がある（市独自）	体制がある	継続

基本目標Ⅴ 子育てやこどもを育てる家庭への支援

【環境整備・取り組み（アウトプット）】

	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある	体制がある	継続
2	乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある	体制がある	継続
3	成育医療等基本方針を踏まえた協議の場を設置している	設置している	継続
4	成育医療等基本方針を踏まえた計画を策定している	策定している	継続

【健康水準・健康行動（アウトカム）】

	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	備考
1	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	4か月児：76.3% 1歳6か月児：80.3% 3歳児：74.0%	4か月児：90% 1歳6か月児：90% 3歳児：90%	4か月児健康相談問診票 1歳6か月児健康診査問診票 3歳児健康診査問診票
2	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4か月児：92.3% 1歳6か月児：79.8% 3歳児：63.7%	4か月児：100% 1歳6か月児：85% 3歳児：70%	4か月児健康相談問診票 1歳6か月児健康診査問診票 3歳児健康診査問診票
3	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	4か月児：92.5% 1歳6か月児：92.6% 3歳児：93.6%	4か月児：98% 1歳6か月児：98% 3歳児：98%	4か月児健康相談問診票 1歳6か月児健康診査問診票 3歳児健康診査問診票
4	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	4か月児：89.1% 1歳6か月児：83.5% 3歳児：72.8%	4か月児：93% 1歳6か月児：85% 3歳児：75%	4か月児健康相談問診票 1歳6か月児健康診査問診票 3歳児健康診査問診票
5	地域子育て支援拠点事業を実施している箇所数	子育て支援センター：2か所 児童ホーム：21か所	「子ども・子育て支援事業計画」と連携し、進捗の確認を行う。	子ども・子育て支援事業計画
6	積極的に育児をしている父親の割合（市独自）	4か月児：72.7% 1歳6か月児：65.4% 3歳児：58.6%	4か月児：80% 1歳6か月児：70% 3歳児：65%	4か月児健康相談問診票 1歳6か月児健康診査問診票 3歳児健康診査問診票

資料編

1. 用語解説

※令和7年（2025年）4月以降の事業内容で記載しています。

あ行

○**育成医療** いくせいりよう 身体に障害のある児童またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、その障害を除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合の医療費を一部公費負担する制度。

○**1か月児健康診査** げつじけんこうしんさ 生後1か月頃に医療機関で健康診査を行い、身体発育状況、栄養状態、身体の異常の早期発見を図るとともに、健康状態や育児の相談等に応じる。

○**1歳6か月児健康診査** さい げつじけんこうしんさ 1歳6か月の時期に総合的な健康診査を行い、異常の早期発見や早期対応を図るとともに、育児不安を軽減するための育児支援を行う。

○**1歳6か月児健康診査事後フォロー教室** さい げつじけんこうしんさ じご ぎょうしつ 1歳6か月児健康診査の事後指導教室として実施し、親子または集団での遊びの体験を通して、こどもの発達を促す。

○**医療的ケア** いりようてき 胃ろう等を通して胃に直接栄養を注入する経管栄養や、鼻や切開した喉元にチューブを挿入してたんを吸引する等の、医療的な生活援助行為。

○**医療的ケア児等コーディネーター** いりようてき じどう 保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族を繋いでいる。

か行

○**かかりつけ医・かかりつけ歯科医** い し かい 日頃の体質、病歴や健康状態を把握し、診療のほかに健康管理上のアドバイス等を行う身近な医師、継続的に口の中の確認を行ってくれる歯科医師。

○**虐待** ぎゃくたい 身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の総称。この計画では、保護者等が児童に対して行う虐待を指す。

○**健康教育** けんこうきょういく 健康づくりや乳幼児の健康の保持増進を図る。また、中学生に対して思春期特有の心身の特徴の理解を促す。

○**健康講座** けんこうこうざ 保護者の育児不安の解消や、正しい知識の普及等のため、保健センターに講師を招いて開催する講座。

○**健康相談** けんこうそうだん 保健師や栄養士、歯科衛生士が健康に関する相談に応じる。

○**5歳児健康診査** さいじけんこうしんさ 5歳頃に総合的な健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し適切な支援を行うとともに、生活習慣や育児等に関する相談、支援を行う。（実施検討中）

○**子育て世代包括支援センター（ふなここ）** こそだ せだいほうかつしえん 保健師等が妊娠期から子育て期に関する相談に応じたり、関係機関と連携を取りながら支援を行う窓口。妊婦及び18歳になるまでのこどもと保護者を対象としている。

こそだ そくだん
○**子育て相談** 心理相談員による子育て相談として、個別に幼児の発達を考慮して保護者の相談に応じる。

さ行

さんご
○**産後うつ** 分娩後の数週間、あるいは数か月間、極度の悲しみを感じたり、普段行っていた活動への興味を喪失したりする状態。

さんご じぎょう
○**産後ケア事業** 産後、家族等からの支援を受けられない・育児に対して不安がある等、育児支援を必要とする方に対して実施する。

宿泊型：医療機関に宿泊し助産師等によりケアを行う。

通所型：日中に医療機関等を利用して助産師等によりケアを行う。

訪問型：日中に助産師が訪問しケアを行う。

さいじけんこうしんさ
○**3歳児健康診査** 3歳の時期に総合的な健康診査を行い、異常の早期発見や早期対応を図るとともに、育児不安を軽減するための育児支援を行う。

さんぜん さんご じぎょう
○**産前・産後サポート事業** 多胎児の妊産婦を対象に、多胎マタニティクラス、多胎おやこクラスを実施。安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートする。

さんぶけんこうしんさ
○**産婦健康診査** 産後間もない母親の心身の健康保持や、産後うつ病の予防等を図るため、出産後に行う健康診査。出産後、おおむね2週間、1か月の時期に行う。

じさつしほりつ
○**自殺死亡率** 人口10万人当たりの自殺者数。

しざんりつ
○**死産率** 出産（出生＋死産）千人当たりの死産数。

※死産：妊娠満12週以後の死児の出産。

しぜんどうたい
○**自然動態** 出生・死亡に伴う人口の動き。

しゃかいどうたい
○**社会動態** 転入・転出（及びその他の増減）に伴う人口の動き。

しゅうさんき
○**周産期** 妊娠満22週以降出生後7日未満までの期間。

しゅうさんきしほりつ
○**周産期死亡率** 出生に妊娠満22週以後の死産を加えた千人当たりの周産期死亡率数。

※周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡（生後1週（7日）未満の死亡）をあわせたもの。

しゅうさん こそだ おうえんじぎょう
○**出産・子育て応援事業** 妊娠期から出産・子育て中の家庭に保健師等が寄り添い相談に応じる「伴走型支援」と、経済的支援を目的とした「出産応援ギフト・子育て応援ギフト」を一体として実施する事業。

しゅうしゅうりつ
○**出生率** 人口千人当たりの出生数。

しんせいじしほりつ
○**新生児死亡率** 出生千人当たりの新生児死亡数。
※新生児死亡：生後4週（28日）未満の死亡。

しんせいじちようかくけんさ
○**新生児聴覚検査** 赤ちゃんが受けることができる耳のきこえの検査。専用の機器を使用して出生後入院中に行うことが多く、赤ちゃんが寝ている時に行う。

せいいくいりょう
○**成育医療** 胎児にはじまり新生児・小児・思春期を経て次の世代を生み育てる成人期までの一連のライフサイクルにおいて生じる身体的・精神的なさまざまな疾患や障害に対処する医療。

せいいくいりょうとうきほんほうしん
○**成育医療等基本方針** 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」をいう。成育基本法に基づき、成育医療等の施策の推進に向けた基本的な考え方や関係者の責務・役割、成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項等について示している。

せいじんしかけんこうしんさ
○**成人歯科健康診査** 成人期からの切れ目ない歯・口腔疾患の予防支援として、20・30・40・50・60・65・70歳になる市民を対象に歯科健康診査を実施する。

せい けんこう そうだんまどぐち
○性^{せい}と健康^{けんこう}の相談窓口^{そうだんまどぐち} 男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を行う。

た行

ちいきこそだ しえんきよてんじぎょう
○地域^{ちいき}子育て支援拠点事業^{こそだ しえんきよてんじぎょう} 遊びの場の提供とともに、親子の集いや親子教室等の事業の開催、子育てのアドバイス、情報提供を行う。

ていしゅつしょうたいじゅうじ
○低^{てい}出生^{しゅつしょう}体重児^{たいじゅうじ} 出生体重が2,500g未満で出生した新生児。

ていしよくとく にんぶ たい しゃかいさんかじゅしんりょうしえんじぎょう
○低所得^{ていしよくとく}の妊婦^{にんぶ}に対する初回^{たい}産科受診^{しゃかいさんかじゅしんりょうしえんじぎょう}料支援事業 低所得世帯の方が妊娠判定のために産科医療機関を受診した費用（初回産科受診料）の一部を助成する。

とくていにんぶ
○特定妊婦^{とくていにんぶ} 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

とくていにんぶとう たい さんかじゅしんりょうしえんじぎょう
○特定妊婦等^{とくていにんぶとう}に対する産科受診等支援事業^{たい さんかじゅしんりょうしえんじぎょう} 妊娠の可能性があるが、経済的困窮等により産科医療機関への初回受診が困難である等の特定妊婦等に対し、初回産科受診料の助成等を含む産科医療機関受診等の支援や妊婦訪問等を行う。

な行

さい げつじしかけんこうしんさ
○2歳6か月児^{さい げつじしかけんこうしんさ}歯科健康診査 2歳6か月児を対象に、歯科健康診査、フッ化物塗布（希望者）、むし歯予防に関する情報提供を実施している。

にゅうじかていぜんこほうちんじぎょう あか
○乳児家庭全戸訪問事業^{にゅうじかていぜんこほうちんじぎょう}（^{あか}こにちは赤ちゃん事業^{じぎょう}） 原則生後60日までの乳児がいる全家庭を訪問し、不安や悩みの相談を受けるとともに、養育環境を把握し、必要に応じて子育て支援情報の提供等を行う。

にゅうじけんこうしんさ
○乳児健康診査^{にゅうじけんこうしんさ} 生後3～6か月、9～11か月の時期に医療機関で健康診査を受診することにより、

異常の早期発見・早期治療を図るため、乳児健康診査の費用の一部を助成する。

にゅうじしほりつ
○乳児死亡^{にゅうじしほりつ}率 出生千人当たりの生後1年未満の死亡数。

にんしんこうき にんしんこうきめんだん
○妊娠後期^{にんしんこうき}アンケート・妊娠後期^{にんしんこうきめんだん}面談 妊娠7か月頃に妊婦の体調等をアンケートで伺い、希望者や必要な方には面談を行う。

にんぶけんこうしんさ
○妊婦健康診査^{にんぶけんこうしんさ} 妊婦の健康の保持増進を図り、安心・安全な出産ができるよう、必要に応じた医学的検査や保健指導を実施する。

にんぶ し かけんこうしんさ
○妊婦^{にんぶ}歯科健康診査^{し かけんこうしんさ} 歯科疾患が重篤化しやすい時期である妊婦を対象に、歯科疾患の早期発見と予防を行う歯科健康診査。

にんぶとうほうかつそうだんしえんじぎょう
○妊婦等包括相談支援事業^{にんぶとうほうかつそうだんしえんじぎょう} 児童福祉法上で新たに創設され、令和7年4月より「伴走型相談支援事業」から変更。

にんぶ しえんきゅうふ
○妊婦のための支援給付^{にんぶ しえんきゅうふ} 改正子ども・子育て支援法により、令和7年4月より「出産・子育て応援給付金」から変更。妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて行う。

にんぶめんだん
○妊婦面談^{にんぶめんだん} 母子健康手帳交付時に妊婦に対し保健師または助産師が個別に面談し、妊婦の持つ問題点や心配事等を把握し、母子保健制度の活用を促し、正しい知識の普及を図るとともに、安心して出産にのぞめるように支援する。

は行

きょうしつ
○パパ・ママ教室^{きょうしつ} パパとママになる夫婦が出産を迎えるまでの過ごし方や赤ちゃんの接し方等、出産・育児に関する正しい知識を学ぶ教室。

○フッ化物^{かぶつ と ふ}塗布・フッ化物^{かぶつせんこう}洗口 フッ化物には歯質を強化、再石灰化の促進、菌の働きを低下させるといったむし歯予防の働きがあり、専門職が歯に塗布する、洗口剤としてブクブクうがいをする、その他に配合歯磨剤を使用するといった利用方法がある。

○ブックスタート^{じぎょう}事業 親子が絵本を通してふれあい、語り合うきっかけをつくることや、こどもの社会への適応性・親子関係を向上させることを目的に、4か月児健康相談等において乳幼児と保護者に絵本を配布する事業。

○不妊・不育^{ふにん ふいくせんちんそうだん}専門相談 医師や助産師による不妊症・不育症や治療に関する個別相談。

○母子健康^{ほ しけんこうてちょう}手帳 妊娠期から出産、こどもの入学までの健康状態や発育の様子、予防接種歴等を記録するもの。

や行

○養育^{よういくいりょう}医療 身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担する制度。

○幼児^{ようじしかけんこうしんさ}歯科健康診査 幼児期からの歯科疾患予防、歯科保健に関する知識の普及・啓発のため、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で併せて実施する歯科健康診査。乳歯列完成の重要な時期に実施する2歳6か月児歯科健康診査（希望者にはフッ化物塗布を実施）。

○4か月児^{げっしけんこうそうだん}健康相談 保健センターで実施している、乳児の発育・発達に関する相談事業。

ら行

○療育^{りょういくいりょう}医療 18歳未満の児童で、結核のため指定療育医療機関にて入院治療される方に対して、入院療養生活に必要な日用品と学校教育を受けるのに必要な学習用品が支給される制度。

2. 船橋市母子保健連絡協議会委員名簿

	氏名	所属団体等
会 長	山 縣 然 太 朗	国立成育医療研究センター成育こどもシンクタンク副所長 国立大学法人山梨大学大学院総合研究部附属出生コホート研究センター特任教授
副会長	小 口 学	一般社団法人船橋市医師会会員
委 員	中 野 誠	船橋市小学校長会代表
委 員	市 村 栄子	船橋市養護教諭部会代表
委 員	山 口 暁	一般社団法人船橋市医師会会員
委 員	加 藤 英二	一般社団法人船橋市医師会会員
委 員	松 本 歩美	一般社団法人船橋市医師会会員
委 員	谷 博司	公益社団法人船橋歯科医師会会員
委 員	下 田 久美	船橋市栄養士会理事
委 員	佐 藤 美保子	一般社団法人千葉県助産師会船橋地区部会副会長
委 員	染 谷 菊子	船橋市民生児童委員協議会理事
委 員	尾 木 修介	船橋市私立幼稚園連合会会長
委 員	児 玉 亮	千葉県市川児童相談所船橋支所長
委 員	二 宮 美鈴	公募市民

船橋市成育医療等に関する計画「すこやか親子ふなばし（第２次）」

船橋市健康福祉局健康部地域保健課

〒273-8506 船橋市北本町 1-16-55 電話：047-409-3274